

# 南足柄市スポーツ協会規約

## 第 1 章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本協会は、南足柄市スポーツ協会(以下「協会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を南足柄市役所スポーツ主管課内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、市民へのスポーツの普及を図り、スポーツ技術の向上とスポーツ振興を通じて健康で豊かな生活に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ関係団体相互の連絡に関する事。
- (2) 指導者、競技者の育成に関する事。
- (3) 各種スポーツ大会、講習会等の開催に関する事。
- (4) 選手並びに指導者の派遣に関する事。
- (5) スポーツに関する施設の普及並びに資材の調査、研究に関する事。
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会への加入を希望した市内の各種目競技団体とする。

2 協会の賛助会員は、前項に掲げるもののほか、協会の目的及び事業に賛同し協会への加入を希望した個人または団体とする。

3 会員(賛助会員を除く)に次の役員を置かなければならない。

- (1) 常任理事
- (2) 理事
- (3) 会計

## 第 4 章 加入及び脱退

(加入及び脱退)

第6条 会員(賛助会員を除く)の加入及び脱退は、本部役員会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

## 第 5 章 役員及び任務

(役員及び任務)

第7条 協会に次の役員を置く。

- |          |    |
|----------|----|
| (1) 会 長  | 1名 |
| (2) 副会長  | 2名 |
| (3) 理事長  | 1名 |
| (4) 副理事長 | 2名 |
| (5) 監 事  | 2名 |
| (6) 会 計  | 2名 |
| (7) 書 記  | 2名 |
| (8) 事務局長 | 1名 |

2 会長は、会務を総理し、協会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事長は、常任理事会(以下「理事会」という。)を総理し、理事会を代表する。

5 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、協会の会計を監査する。

- 7 会計は、協会の会計を担当する。
- 8 書記は、協会の会議録の処理をする。
- 9 事務局長は、協会の事務、連絡等の庶務を処理する。

(役員を選出)

- 第8条 会長、副会長、理事長、副理事長及び監事は、指名委員会の推薦により総会で選出する。
- 2 会計、書記及び事務局長は、会長が選出する。

(役員任期)

- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。

## 第 6 章 会議

(会議)

- 第10条 協会の会議は、総会、本部役員会、常任理事会、専門委員会及び指名委員会とする。
- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
  - 3 総会は、毎年1回開催し、必要があるときは、臨時に開催することができる。
  - 4 総会は、協会の最高議決機関として、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃
  - (2) 役員を選出(会計、書記及び事務局長は除く。)
  - (3) 事業計画及び予算の承認
  - (4) 事業報告及び決算の承認
  - (5) 会員の加入及び脱退の承認
  - (6) その他協会の運営に関し重要事項の決定
- 5 総会は、協会の役員及び会員の過半数(出席者に総会の決定権を委任したものを含む)が出席しなければ開くことができない。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 本部役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、監事、会計、書記及び事務局長で構成し、次の事項を審議する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 専門委員会設置規程の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 規約の細則に関すること。
  - (4) 会員の加入及び脱退に関すること。
  - (5) 収支予算の編成に関すること。
  - (6) スポーツ協会スポーツ功労者表彰者を推薦すること。
  - (7) 市長の諮問に関すること。
  - (8) 協会の年間行事及び計画に関すること。
  - (9) スポーツフェスティバル、市総合体育大会、市制記念駅伝及び足柄上地区一周駅伝に関すること。
  - (10) 市内におけるスポーツ団体の強化及び相互の連絡調整に関すること。
  - (11) 指導者養成、指導者派遣、研修及び選手育成に関すること。
  - (12) 専門委員会の委員配置を決定すること。
- 8 本部役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 9 常任理事会は、理事長、副理事長、各部協会の常任理事で構成し、次の事項を審議し、又は承認する。
- (1) 本部役員会からの提案事項の審議に関すること。
  - (2) 専門委員会からの提案事項の審議に関すること。
  - (3) 規約の細則に関すること。
  - (4) 各種目競技団体役員から専門委員会委員を承認すること。
  - (5) 専門委員会設置規程の制定及び改廃を承認すること。
  - (6) 指名委員会設置規程の制定及び改廃を承認すること。
  - (7) スポーツ協会スポーツ功労者表彰者を決定すること。
  - (8) スポーツ協会スポーツ功労者表彰規程の制定及び改廃を承認すること。
- 10 常任理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
- 11 専門委員会及び指名委員会は、別に定めるところによる。

## 第 7 章 会計

(会計)

第11条 協会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会員(賛助会員を除く)は、会費として年額2,000円を納付するものとする。
- 3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第 8 章 専決事項

(専決事項)

- 第12条 会長は、この規約に定めるもののほか、緊急を要する事項については、これを専決することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、常任理事会にその旨を報告しなければならない。

## 第 9 章 補則

(補則)

第13条 協会に必要な細則は、本部役員会及び常任理事会の審議を経て別に定めることができる。

細則

- 1 会員(賛助会員を除く)は、毎年常任理事1人、理事3人以内、会計1人を選出し、その名簿を会長に提出する。
- 2 協会は、その事業推進のために別に表彰規程を定める。
- 3 会員(賛助会員を除く)及び協会は、会計報告領収書を2年間保管すること。

附 則

本規約は、平成 3年5月17日に改正、施行する。

本規約は、平成 6年5月12日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成 9年5月16日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成16年5月21日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成21年5月22日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成23年5月27日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成24年5月25日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、平成28年5月27日に改正、施行する。(一部改正)

本規約は、令和 2年5月29日に改正、施行する。(一部改正)